

令和8年度沼津市民カレッジ（Proud NUMAZU コース・リベラルアーツコース）

開催運営業務委託 公募仕様書

1 目的

「沼津市民カレッジ」の講義の魅力度向上に繋げるとともに、受講者にとって受講しやすい環境の構築及び効果的な広報活動の促進を目指し、本仕様書に基づき、業務委託を行う。

2 沼津市民カレッジについて

「沼津市民カレッジ」とは、市民学習の中核事業である「市民大学」をリニューアルし、既存の各種事業を集約してコース制を導入するとともに、市民の生活スタイルの変化や興味・関心の多様化が進む時代に対応した、令和8年度から始まる新たな市民学習講座である。

【全体像】

対象	専攻内容	ねらい
小学4～6年生	こども体験コース (ゆめとびら体験塾、イングリッシュアドベンチャー)	・自然体験や地域の理解を深める学びとともに、仲間づくりの楽しさを通じて、本市で活躍する次世代リーダーを育成する。
高校生	青少年交流コース (高校生しゃべり場 in ぬまづ、沼津ハイポート)	・意見を自由に発言する場を提供することで、社会に対する意識の高揚を図るとともに、本市を見つめ直す機会に繋げる。また、発表や活動を通じて世代間交流を促進する。
青少年・市民全般 (中学生以上)	Proud NUMAZU コース	・本市の産業や歴史、文化のほか、これからのまちづくりや地域課題（地域医療、防災等）など、様々な視点から本市を学び直す。 ・市内企業の社長等を講師に招き、本市産業の理解を深め、本市で活躍する人材を育成する。
市民全般 (中学生以上)	リベラルアーツコース	・各界の著名な講師を招き、多様な分野の教養について、市民が気軽に学べる機会とする。
シニア世代	いきいきコース (万年青・寿大学)	・仲間づくりの喜びや学ぶ楽しさを通じて、本市で暮らす良さを実感し、いつまでも学ぶ機会にあふれるまちづくりに繋げる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月10日まで

4 開催予定

別紙のとおり

5 業務内容

本業務は、本仕様書2のコースのうち、「Proud NUMAZU コース」及び「リベラルアーツコース」に係る、広報・運営補助業務を対象とする。

(1) PR用チラシの作成（A4両面カラー・3,000部）

- ・デザインには、委託者が実施する「沼津市民カレッジ校章デザイン募集」で選定された校章の他、講師名、日程、会場等、委託者が指示する内容を入れること。

(2) PR用ポスターの作成（B2片面カラー・200部）

- ・デザインには、委託者が実施する「沼津市民カレッジ校章デザイン募集」で選定された校章の他、講師名、日程、会場等、委託者が指示する内容を入れること。

(3) 効果的な広報活動支援

- ・受託者は、「沼津市民カレッジ」が令和8年度から始まる新事業であることを念頭に、幅広く効果的な周知に繋がるよう、委託者とともに広報活動を行うこと。
- ・受講希望者数が定員に達しない場合は、委託者の指示する期間において、受講希望者の増加につながる効果的な広報措置を講じること。

(4) 受講申込みの受付

- ・受託者は、委託者が指定する期間において、受講希望者が申込みしやすい方法で受付を行うこと。
- ・受付後、受講料の支払方法を記載した受講決定通知を受講希望者に送付すること。
- ・受付は、「Proud NUMAZU コース（3回）」及び「リベラルアーツコース（4回）」のコース別に、1回ずつの講座で受け付けること。なお、受託者は、受講希望者が1度の申込みで、複数回の講座の申込みができるよう、申込みしやすい環境を構築すること。

(5) 受講料の受領

- ・受講料は、受講希望者が受講する開講日までに受領すること。
- ・受講料の受領方法は指定しないが、委託者に確認の上、受領方法を決定すること。

- ・受講希望者から受講料を受領した後、委託者の指示に従い、速やかに委託者が指定する口座へ納めること。
- ・地方自治法及び沼津市会計規則に従い、適切な受領事務を行うこと。

(6) 受講者名簿の作成

- ・受託者は、受講希望者の情報と受講料の受領状況を記載した名簿を作成し、委託者が指示する期日までに委託者へ提出すること。

(7) 受講者アンケートの作成及び集計

- ・受託者は、委託者の指示に従い、翌年度以降の「沼津市民カレッジ」の改善につながるアンケートを作成すること。
- ・「沼津市民カレッジ」の開催後、アンケートを回収し、集計結果をまとめ、委託者に提出すること。
- ・アンケート結果を分析し、翌年度以降の「沼津市民カレッジ」の改善につながる助言を行うこと。

6 再委託の制限等

受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得た場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

7 支払

委託料については、受託者が業務完了後に委託者へ完了報告書を提出した後、委託者は適法な請求書を受領後 30 日以内に、受託者に委託料を支払うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務で制作したデータや画像、記録や写真等の財産権、利用権、著作権はすべて委託者に無償で譲渡するものとし、委託者はこれを改編して使用することができるものとする。